佐賀県告示第百八十号

住み た い佐賀 の 家づくり促進事業制度要綱 (平成十三年佐賀県告示第二百九

十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十七日

佐賀県知事 古 川

康

中 IJ フ オ 厶 $\overline{}$ を「 耐震化のため の性能向上リ フォ 厶 (住宅の

耐震化のための」に改める。

第二条中第二号を第四号とし、 第一号の次に次の二号を加 える。

法律第七十七号) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第二条第六号に規定する暴力 団員をい う。 (平成三年

Ξ に規定する暴力団をいう。 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号

第三条第一項中「 リフォ 占 を \neg 耐震 化 のため の性能向上リフォ 厶

に改め、同条に次の一項を加える。

3 補助金交付対象者は、 次の各号のいず れにも該当し な い者でなければなら

ない。

- 一 暴力団員
- 暴力団員でなくなった日から五年を経過し な い者
- Ξ 目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 自己若し くは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える

兀 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、

直接的若し は積極的に暴力団 の維持運営に協力し、 又は関与し ている者

五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい る者

六 暴力団又は暴力団員であることを知り ながらこれらを利用し ている者

第四条第二項中「住宅のうちリフォ 7 を「 耐震化のための性能向上リフ

オ いずれにも」 7 に、「 に改め、 に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に」を「の 同項各号を次のように改める。

- 定が 建築安全センターという名称で設立された法人をいう。) による「木造住宅 場合にあっては、 震化のため 暦応答計算による方法を除く。) による診断を行った住宅で、当該診断の判 の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻 の日付とする。) 財団法人日本建築防災協会(昭和四十八年一月五日に財団法人日本特殊 建築確認日が、 .耐震化 の性能向上リフォ のための性能向上リフォー が、 昭和五十六年五月三十一日(建築確認日が確認できない 新築年月日 (表題登記における登記原因 (新築に限る。) 昭和五十八年三月三十一日)以前の住宅であること。 ーム後が ム前が一・ 一・○以上であるものであること。 ○未満であり、 かつ、
- \equiv 建築士が工事監理を行った住宅であること。

附則

この告示は、公布の日から施行する。